

平成27年度における下請代金支払遅延等防止法に基づく取締状況等（概要版）

平成28年7月13日
中小企業庁

中小企業庁では、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護することを目的として下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）に基づき厳正に対処しています。また、下請代金法違反の未然防止策や下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守等を通じて、下請取引の適正化を図っています。平成27年度における取締り及び取組の状況は、以下のとおりです。

1. 下請代金法に基づく取締状況

(1) 指導文書の発出、改善指導の実施

違反行為の取締りのため、平成27年度は中小企業庁として親・下請事業者に対し**書面調査を約20万件実施**しました。このうち、違反又は違反のおそれの確認された親事業者に対し、立入検査の実施や指導文書を発出することにより指導を行いました。

	対親・下請事業者書面調査数	対親事業者			
		書面調査数	指導文書発出件数	立入検査等件数	改善指導措置件数
平成27年度	203,286	45,551	7,933	1,053	955
平成26年度	240,625	45,937	7,096	1,115	999

(2) 措置請求

中小企業庁から公正取引委員会への**措置請求は、平成27年度は0件（平成26年度1件）**でした。

(3) 禁止行為違反（4条違反）の内訳

下請代金の**支払遅延、減額**が多く、両者が**全体の約81%**を占めています。

受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったとき	利用強制	報復措置	早期決済	困難手形	利益要請	やり直し	合計
3	341	233	15	31	6	0	23	48	9	2	711
0.4%	47.9%	32.8%	2.1%	4.4%	0.8%	-	3.2%	6.8%	1.3%	0.3%	100.0%

(4) 減額した下請代金の返還及び支払遅延利息の支払状況

親事業者 288 社に対し、**総額約 2.2 億円の下請事業者への返還**を指導しました。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
返還額	472 百万円	211 百万円	216 百万円
親事業者数	319 社	288 社	270 社

(5) 特別事情聴取等の実施

過去違反した**親事業者5社の役員等**に対し、**中小企業庁及び経済産業局の幹部等が違反の理由や社内体制の状況等について特別事情聴取を実施**するとともに、再犯防止策の取組状況を確認しました。

2. 「下請かけこみ寺」事業の実施状況

企業間取引に関する各種相談に対応するため、都道府県の協力の下、全国合計 48 箇所に設置した「下請かけこみ寺」において、**相談員による相談の受付 5,825 件（平成 26 年度 5,473 件）、弁護士による無料相談の受付 743 件（同 681 件）及び裁判外紛争解決手続（ADR）の調停申立 17 件（同 9 件）**を受理しました。

（相談員による相談受付の内訳）

	下請代金法	建設業関係	その他(※)	合計
平成 27 年度	678	1,295	3,852	5,825
平成 26 年度	898	1,170	3,405	5,473

(※)法令に関する質問等。

3. 事業者団体、経営者等に対する下請代金法セミナー

(1) 下請代金法講習会・セミナー

下請代金法にかかる講習会を 288 回開催し、6,147 名が参加しました。

また、11 月を「下請取引適正化推進月間」として全都道府県で **61 回の講習会を開催し、8,211 名**が参加し、法令遵守の徹底など下請取引の適正化について周知しました。

(2) 下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2015

下請取引の適正化を図るため、**下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2015を全国 8 会場において開催し、1,049 名**が参加しました。シンポジウム及びセミナーでは、下請代金法とコンプライアンスの取組に関する基調講演やパネルディスカ

ションを実施するとともに、親事業者の法務部等の代表者による下請取引の適正化に向けたモデル的な取組事例の紹介が行われました。

4. 下請取引の適正化等に係る通達の発出

平成 27 年 11 月 13 日には、原材料価格・エネルギー価格・人件費等の増加分の適正な価格転嫁、年末の金融繁忙期の資金繰りへの配慮など、下請取引の適正化を要請するため、親事業者代表者 204,529 件及び関係事業者団体 638 団体に対して、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で文書を発出するとともに、下請中小企業振興法に定める「振興基準」の遵守し、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体 864 団体に対して、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で文書を発出しました。

5. 下請取引ガイドラインの策定・普及啓発

(1) 下請取引ガイドラインの策定

業種横断的な下請代金法のルールを各業種に浸透させ、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するためには、各業種の取引慣行に応じて具体的に解説したガイドラインの役割が重要です。現在、16 業種*で策定した下請取引ガイドラインについて、中小企業庁 Web サイト上で公表しています。

※①素形材、②自動車、③産業機械・航空機等、④情報通信機器、⑤繊維、⑥情報サービス・ソフトウェア、⑦広告、⑧建材・住宅設備、⑨建設業、⑩トラック運送業、⑪放送コンテンツ、⑫鉄鋼、⑬化学、⑭紙・紙加工品、⑮印刷 ⑯アニメーション制作業

(2) 下請取引ガイドラインの普及・啓発

16 業種の下請取引ガイドライン説明会を全国合計 172 回開催し、3,898 名が参加しました。

説明会では、下請代金法や独占禁止法の概要、各業種において問題となる取引慣行事例、親事業者と下請事業者の望ましい取引事例等の説明を行いました。

6. 取引条件改善に向けた取組

中小企業・小規模事業者の取引条件改善に必要な検討を行う観点から、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を開催しました（計 4 回）。また、取引条件改善に向けて大規模な調査を行いました。